

不適当であるから、この會期においては一應申合せにして置いて、來期の當

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日発行

岩間 正男君
佐々木良作君

第十九部

第二回 參議院議院運営委員會會議錄第六十三号

昭和二十三年七月五日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○選送運動等の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議院事務局法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議院法制局法案(衆議院提出)

○国会議員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会閉会中委員會が審査を行う場合の委員の手当に関する法律案(衆議院提出)

○裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○社会事業振興に関する調査のための継続調査要求の件

○住宅問題に関する調査のための継続調査要求の件

○医療制度調査のための継続調査要求の件

○教育公務員の任免等に関する法律案審査のための継続調査要求の件

○放送法律審査のための継続調査要求の件

○地方税審議會委員の任命に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する案

第十九部

議院運営委員會會議錄第六十三号 昭和二十三年七月五日

○參議院事務局職員定員規程改正案

○參議院法制局定員規程案

○速記者特別手当増額に関する件

○特別手当支給に関する件

○參議院法制局長の同意を與える件

○會期延長の件

午前十一時二十九分開會

○委員長(木内四郎君) これより委員會を開きます。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案、国会議員法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、衆議院議院運営委員長淺沼稻次郎君より提案理由の説明を伺うことにいたします。

○委員長(淺沼稻次郎君) 只今議題となりました三法案について提案理由を御説明いたします。

三案は共に議院運営委員會において立案したものであります。第一に裁判官彈劾法は御承知の通り、第一回國會において制定されたものであります。その施行後半歳となりませんが、同法運用の實際の面において多少の改正を要すべきものと認められます。ところから、運営委員會においてこの改正案を提出することとした次第であります。今その改正の要旨を御説明申し上げます。まず第一点は彈劾裁判所及び訴追委員會は、いずれも独立して、その職権を行うものであります。國會内に設けられた機関であります。關係上、一般議院運営と調節を図る

要がありますので、その予算及び人事の面において、事務局及び法制局と同様に兩議院の議長と議院運営委員會が関與することを明定し、又裁判員及び訴追委員が國會閉会中議院外に派遣される場合に限り常任委員會と同様に議長の承認を要することと定めました。

第二点として、訴追委員會の活動の適正を期するため最高裁判所長官以下裁判所の長が、部下裁判官に罷免の事由があると認められた場合、訴追委員會に對し、訴追の請求又は通知をする義務があることを定め、その反面これらの訴追の請求があつた場合、訴追委員は必ずその事由を調査しなければならぬものと、更に訴追委員が、衆議院議員としての任期の満了又は衆議院解散により在任していない場合の訴追機能の欠陥を補正するため、訴追期間が三年に限定されているのを、かかる場合にこれを延長できる特例を設けたのであります。

第三点は、かようにして彈劾裁判所又は訴追委員會の活動の活性化が、期待されます關係上、現在彈劾裁判所及び訴追委員會の職員が僅かに二名でありますのを四名に拡充し、これを併せてその機構をして事務局の形態をとらせることといたしました。

第四点としては、彈劾訴追の事務の重大性に鑑み、虚偽申告の罪について刑の減輕又は免除又は免除する條件として、従来の自由につきそれが犯罪發覺前のものに限りすることといたしました。

次に、国会議員法は、御承知の通り国会議員の任用資格、分限、服務、給與、懲戒等について規定しているものであります。が、國立國會圖書館の新設及び先般衆議院を通過した國會法の改正に伴う議院法制局の新設によりまして、その職員の種類が増加したため、当然に必要となつた改正を加えたのであります。

尙、常任委員會専門員は、従来自由任用でその採用資格には何ら制限がなかつたのであります。が、今後は國立國會圖書館の専門調査員と同様の資格を有するものに限ることといたしました。條文の改正は十六條に及んでおります。その内容の詳細は條文を御覽願うこととし、大体の主旨は以上申し述べた通りであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。国会議員の歳費は昨年十二月現行のものに改められたものであります。が、國會法第三十五條によれば「一般官吏の最高の給料額より少くない」ことになつております。ため、各省次官等と比較して法律に適用するように特別手当支給に関する法律による手当を以て釣合を取つて参りましたが、今回内閣総理大臣等の俸給も決定され、一般官吏の給料もこれにより推定されるに至りました。から、この改正案を提出した次第であります。その金額は議長は内閣総理大臣及び最高裁判所長官と同額の二万五千円、副議長は國務大臣と同額の二万円、

議員は一万八千円、これは一般の高等裁判所長官、官内府長官と同額であります。尙通信費は、郵便料金が値上げとなりましたので、月千円といたしました。又議員の秘書は現在二千三百円でありましたが、これは千八百円ペース時代の給料でありました。これを今後の三千七百円ペースに改めて月額五千円といたしました。而して議員の歳費は本年一月に過ぎますが、秘書の給料は三千七百円ペースの計算であります。から三月分から、通信費は六月分からこれを適用することといたしました。この案は衆議院議院運営委員會において參議院側とも合議して慎重に検討したものであります。何卒御賛成あらんことを希望して、以上三案の説明を終ります。

○委員長(木内四郎君) 只今淺沼委員長より御説明のありました三件について、御質疑のある方はお述べを願います。

○門屋盛一君 事務補助員の資質向上を図るため、給料を將來増額することを考えられてありますか。

○委員長(淺沼稻次郎君) 事務補助員の給料は各省、課長級と同額であつて、決して低額ではなく、今の処直ちに増額は考えておりません。

○天田正君 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案第十條に「秘書」という字句を用いることは、國會法の改正を前提とするものであります。然るに現在國會法の一部を改正する法律案の通過

が未定の際において斯様に取扱われて
いるのは、どういふお考えによるもの
ですか。

○委員(木内四郎君) 浅沼稲次郎君) それは
国会法の一部を改正する法律案が参議
院を通過するであろうというものを前
提としております。

○委員(木内四郎君) ちよつと速記
を止めて。

〔速記中止〕

○委員(木内四郎君) 速記を始め
て。それでは只今の三件については更
に改めて御審議願うこととして、次に
選挙運動等の臨時特例に関する法律案
並びに衆議院選挙法の一部を改正する
法律案についてお諮りいたします。政
党及び選挙に関する小委員長より小委
員会における審査の経過及び結果につ
いて御報告をお願いいたします。

○委員(木内四郎君) 小委員会において
重審議の結果選挙運動等の臨時特例に
関する法律案については、次のように
これを修正することを決定いたしました。
た。

第十六條第一項中「三回以内におい
て」を削り、同條第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同項を第三項とし、
第一項の次に左の一項を加える。
2 前項の放送に關しては、当該選挙
区の前項の議員候補者に対して、同
一放送設備を使用し、同一時間数を與
える等同等の利便を提供しなければなら
ない。

又衆議院議員選挙法の一部を改正す
る法律案については、原案通り異議が
ないと決定いたしました。以上御報告
いたします。

○委員(木内四郎君) 只今御報告の
ありました二件について御質疑はござ
いせんか。

○佐々木良作君 斯様な重要法案は重
ね重ね慎重に審査すべきであると思
います。

○委員(木内四郎君) 他に御発言が
なければ、これより討論に移ります。
御意見のある方はお述べを願います。
別に御発言もなければ、これより直
ちに採決に入ること御異議ございま
せんか。

○委員(木内四郎君) 御異議がない
ようでありませうから、これより採決に
入ります。

選挙運動等の臨時特例に関する法律
案並びに衆議院議員選挙法の一部を改
正する法律案を、政党及び選挙に關
する小委員長報告通り議決することに
御賛成の方の御举手を願います。

〔举手多数〕

○委員(木内四郎君) 多数と認めま
す。よつて選挙運動等の臨時特例に關
する法律案は、政党及び選挙に關する
小委員長報告通り修正議決されまし
た。又衆議院議員選挙法の一部を改正
する法律案は原案通り可決されまし
た。

尚、本院規則第四百條により本會議
における口頭報告の内容については委
員長に御一任願うことに御異議ござ
いせんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。それから本院規則第七
十二條により委員長が議院に提出する
報告書に本案を可とされた方の署名を
附することになっておりますから御署
名を願います。

〔多数意見者署名〕
○委員(木内四郎君) 次に、地方税

審議会委員の任命同意の件に關してお
諮りいたします。委員部長より説明い
たさせます。

○委員(河野義寛君) 地方税法を改正
する法律案第二百二十二條の規定に基
き、地方税審議会委員に荒井誠一郎君、
井藤半彌君、木村清司君、汐見三郎君
及び鈴木武雄君を任命することにつ
き、政府よりこれに予め同意を求めて
来ておりますのでお諮り願います。

○委員(木内四郎君) 只今委員部長
より御説明のありました件について
は、地方税法の一部を改正する法律案
が通過することを前提として、これに
同意を與えることに御異議ございま
せんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。次に継続調査要求に關
してお諮りいたします。委員部長より
説明いたさせます。

○委員(河野義寛君) 厚生委員長から
継続調査要求書が三件提出されてお
りますのでお諮りいたします。

継続調査要求書

一、調査事件 社会事業振興に關
する調査。
一、理由 本委員会においては社
会事業振興に關する方策樹立のため、
本年二月三日議長の承認を得
て本件調査に着手し、鋭意その調査
を進めた結果、調査の対象として予
定したの中、教事件は一應の結
論に達したが、なおその目的を達す
るに至らないので、閉会中引続き調
査を継続して、充分なる成果を期し
たい。

右本委員会の決議を経て、本院規
則第五十三條により要求する。

昭和二十三年七月五日
厚生委員長 塚本重藏
参議院議長 松平恒雄殿
継続調査要求書

一、調査事件 医療制度に關する
調査。
一、理由 本委員会においては
医療制度の整備確立を図るため、本
年二月三日議長の承認を得て、本件
の調査に着手し、鋭意その調査を進
めた結果、調査の対象として予定し
たものの中、社会保険制度に關して
は、一應の結論に達したのである
が、なおその目的を達する段階に到
達し得ないので、閉会中なお調査を
継続して充分なる成果を挙げたい。

右本委員会の決議を経て、本院規
則第五十三條により要求する。
昭和二十三年七月五日
厚生委員長 塚本重藏
参議院議長 松平恒雄殿
継続調査要求書

一、調査事件 住宅問題に關する
調査。
一、理由 本委員会においては、
住宅問題解決並びに処理に關する方
策樹立のため、本年二月三日議長の
承認を得て、本件調査に着手し鋭意
その調査を進めた結果、調査の対象
として予定したものの中、教事件は
一應の結論に達したが、なおその目
的を達するに至らないので、閉会中
引続き調査を継続して充分なる成果
を期したい。

右本委員会の決議を経て、本院規
則第五十三條により要求する。
昭和二十三年七月五日
厚生委員長 塚本重藏
参議院議長 松平恒雄殿

○委員(木内四郎君) 只今委員部長
より説明のありました三件について御
異議ございせんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。

次に、中央児童福祉委員会委員に國
會議員が就任することについて、政府
より内諾を求めて来ておりますので、
お諮りいたします。御意見のある方は
お述べを願います。

○委員(木内四郎君) 厚生委員会としては、
かねてより諸種の準備を進めずして人
選も内定したしている有様であります
ので、是非御承認をお願いいたした
いと存じます。

○委員(木内四郎君) これ迄参議院としては
原則として國會議員の行政各部の委員
等の就任には承認を與えていないこと
でもありますが、本件についても同
種承認を與えないことにはどうで
すか。

○委員(木内四郎君) 私も竹下君の御意見に
同感です。

○委員(木内四郎君) それでは本件
については竹下君の御意見通り承認を
與えないことに決定して御異議ござ
いせんか。

○委員(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。暫らく休憩いたしま
す。

午後零時四十五分休憩

午後四時三十九分開会

○委員(木内四郎君) それでは只今
より会議を開きます。只今の本院にお
ける審議状況について委員部長から説

明をして頂きたいと思つております。あつたのじやないかというふうに
が、委員会業務の問題です。これら
又は併合することができる。これは
ら見まして、竹下委員の説に賛成せざ

ありました二件について御質疑はござい
しませんか。

〔多数意見者署名〕
○委員(木内四郎君) 次に、地方税

右本委員会の決議を経て、本院規
則第五十三條により要求する。

厚生委員長 塚本重蔵
参議院議長 松平恒雄殿

より会議を開きます。只今の本院にお
ける審議状況について委員部長から説

明をして頂きたいと思ひます。ちよつ
と速記を止めて。

午後四時四十分速記中止

午後五時十三分速記開始

○委員(木内四郎君) 速記を始め
て、それでは只今より国会法の一部を
改正する法律案を議題にいたします。
御質疑がなければ討論に入ること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(木内四郎君) 御異議ない
と認めます。

それでは討論に入ります。御意見の
ある方はお述べを願いたいと思ひま
す。

○竹下重彦君 私、原案をそのまま
に通過させるという意見を持つてお
ります。ただ併し原案が必ずしも完全な
ものではないと思つておりますけれど
も、会期も今日限りのことでありま
るので、又次の会議まで十分研究を
重ねまして、更に改正の必要があると
いう結論に到達しますれば、参議院で
改正案を出すことにしたらよろ
しいかと考へております。

○佐々木重彦君 実は私修正案を出
そうと思つたのです。準備もしてお
つたのですけれども、いつ引換つてど
うな分らんものだから出してないの
ですけれども、一應準備はしてあるの
です。修正案のポイントには、衆議院
は今のような、修正案にあるような綜
合委員会、四十二條関係ですが、それ
から参議院は現行通りの事項別委員
会、これを骨子とした修正案です。修
正案の理由は、くどくどしく申しませ
んが、ここをいろいろ討論されてお
つたところから大体皆さんの結論がその

邊にあつたのじやないかというふうに
思ふからであります。特に原案通り
行くことに對しては、私根本的に反対
したいと思つております。それはこ
の委員会にこの法案が付託されてか
ら、或いは事前の予備審査のときから
でもこの空気が非常に濃厚であつたと
思ひます。それが、この委員会外の
ところからいろいろ意見もあるやうだ
というので、いろいろ問題にした案で
すが、その点も、現在のところ、すでに
解消して来ておつて、この委員会外か
らの問題も、この参議院独自の立場か
ら、今のうちに修正してもちつとも差
支えないという事になつておる筈で
ある。そりだとするならば、この委員
会の内部で以て実質的にでき上つてお
つた案、これを当然におすべきだと思
ひます。従つてこの衆議院提出の法案
に對しては反対したい、こういうふう
に思つては反対したのであります。こ
れを若し反対されたならば先の小野委
員の修正案を改めて提出したい。衆議
院と参議院の委員会制度を別個にする
案を提出したい。こういうふうにか
考へるわけでありませぬ。

○委員(木内四郎君) 修正案を提出
されるお考えでしたら、今討論の段階
です。従つてこの修正案をお出し願ひ
たいと思ひます。

○佐々木重彦君 それでは今委員長か
ら注意がありましたから修正案を提出
したいと思ひます。読み上げますか
ら、

国会法の一部を改正する法律案、衆
議院提出の一部を次のように改正す
る。

第四十一條第二項中但し書を次の
ように改める。これは申上げます

が、委員会業務の問題です。これら
法案は但し、衆議院にあつては、同
時に二個を超える常任委員となるこ
とができます。且つ、二個の常任委員
となる場合には、その一個は、予算
委員、決算委員、議院運営委員、懲
罰委員又は図書館運営委員に限る。
又参議院にあつては、同時に三個を
超える常任委員となることができな
い。

それから次に第四十二條です。第
四十二條、各議院の常任委員会は、
別表の通りとし、その部門に属する
議案(決議案を含む)、請願、陳情等
を審査する。

次に第四十四條中「他の議院」を
「同一又は同種の事件の付託を受け
た他の議院」に改める。そして別
表ですが、衆議院にあつては、常任委
員会は左の通りとする。但し、議員
は國の行政機関が設置若しくは廢
止されたとき、兩院法規委員会の勅
告があつたとき、又特に必要がある
と認めるときは、左に掲げる以外の
常任委員会を設け又は左に掲げる各
常任委員会を併合することができ
る。これは省略いたしますが、一か
ら二十まであります。この修正案、
衆議院送付の案にある委員会がす
つと列んであります。行政調査及び
人事委員会、それから二が地方行政
委員会というふうなこの順序をす
つと追ひまして最後が二十國會の図書
館運営委員会、こういうふうになつ
ております。

その次に参議院にあつては、常任
委員会は左の通りとする。但し、議
院は、兩院法規委員会の勅告に基
いて、左に掲げる常任委員会を増減し

又は併合することができ。これは
一から二十一まであります。一外
務委員会、二治安及び地方制度委員
会、三は國土計画委員会、四司法委
員会、五文教委員会、六文化委員会、
七厚生委員会、八労働委員会、九農
林委員会、十水産委員会、十一商業
委員会、十二鉱工業委員会、十三電
氣委員会、十四運輸及び交通委員
会、十五通信委員会、十六財政及び
金融委員会、十七予算委員会、十八
決算委員会、十九議院運営委員会、
二十図書館運営委員会、二十一懲罰
委員会、以上が修正案の前文であり
ます。

内容、理由は先程いきました通りで
すが、ただ了解のためにちよつと説明
して置きますが、要するに常任委員
会は、衆議院から提出された案通り、
それから参議院は現行通りというふう
な構成になつておりました。この場合
に問題になつておりましたのが四十一條
の関係でありまして、衆議院の問題が
ありますが、それで、衆議院の方も、こ
れらの改正に従つて修正する必要があ
るものから、衆議院の方も衆議院の
方はこの衆議院提出の法案通りとし、
参議院の方は現行通りとする。内容は
それだけでありまして、四十一條、四
十二條全部の今読みました内容は、そ
のままに、今の方針通りになつてお
るわけでありませぬ。以上です。

○委員(木内四郎君) 門屋委員。
對して反対の意見を持つものでありま
すが、今日までの審議の経過と、特に昨
日以來の最後の段階として、關係方面
に對する折衝——衆議院との折衝、そ
の他この案に對しての最後の経過か
ら見まして、竹下委員の説に賛成せざ
るを得ないと思つております。なぜ
なれば、本案は予備審査の過程にあつ
て、衆議院との連絡協議を開いたこ
ともあります。そしてこの案の意見
も向うに十分通じてある、その結果、向
うでも相當に慎重に協議をした結果、
この案に對する衆議院と本院との主
向の食違ひは、只今も佐々木委員から
修正案を出されたところの四十二
條にあるのであります。昨日の道程に
置きましては、幸にして關係方面も承
認を與えて貰ひ、衆議院の方で協議し
て貰へるならば、四十二條を現行法の
通りにしたいという強い希望を以て昨
日以來の折衝を続けたのであります。
が、先程木内委員長の御報告によりま
す、それも明かに望まないというこ
とが分つておるのであります。それが
分ります以上、外の案と違ひまして、
すでに予備審査も済ましておるし、こ
れは一應竹下委員のいわれませぬよ
うに、これを呑んで、そうしてさらに閉
會中にも継続審査の形で、何とかこれ
に對する研究を兩院が続けまして、こ
の案の不備の点を補うような方法を講
じて、第三國會の極めて初めの機会に
修正案を出しまして、第一條の運営に
支障のないようにした方がいじやな
いかというのを、先程の木内委員長
からの経過報告によつて、そういうふ
かに決心した者でございます。今日ま
で衆議院との關係上、いろいろとこ
らから行つた者が散らかされて、ま
る感情的にはあまり面白くないで
すが、運営委員会に感情が出ることもど
うかと思ひますので、大所高所から考
へまして、止むなく衆議院案を呑むこ

とに賛成いたします。

○委員(木内四郎) 他に御発言ありませんか。

○天田正吉 私は議院の折に、国会議員の歳費と国会法とを分離審議を主張したのでありますが、今国会法だけの問題を取上げて見ますならば、先ず衆議院の送付案をどうしても賛成し難いのであります。それは問題になつておられます四十二條であります。現在、現行法は事業別に委員会が構成されておりますが、これを衆議院案のごとく直した場合には、先ず早速欠

点として出て参りますものは、経済安定委員会でございますが、これは経済安定本部なるものが一時的な存在でありまして、予で今日でも存在を失うかも知れない不安定なものであつたわけでありまして、従つて今後一年でなくなるか半年でなくなるか、分らないのであります。これがそうした機構がなくなると同時に、国会の委員会まで失われる、こういうことに先ず一つの弱點があると思つております。もう一つは安定本部なるものが非常に廣汎のものであります。通信局、労働局その他運輸局であります。そうした殆んど経済省全般に亘る廣汎な権限を持つておりますので、従つて殆んど他の委員会と審議機構が重複する。こういう又欠点を持つております。こ

ういうことからいたしましたして、むしろ衆議院の送付案の採用の方が、現行法より直ちに悪くなるのが考えられますので、よくなる方の面は一つもこの四十二條の関係では、考えられないのであります。もう一つは四十一條の兼任のことでありまして、これは二つの兼任の場合には、二つ目は五つの委員

に限定するといふように規定したのであります。これは勿論その理想といたしますが、これは一人一役といふことの方が能率がある、二役以上になりませんと一方の委員は必ず軽んずるといふ傾向になる。まあこういうこととでございます。そういう事実があるが故に二つが兼務できないといふことになりまして、更に議院運営委員会のごときは、最も多忙の委員会でありまして、これこそ一つに限定しなければならぬので、こういうところに殆んど政治的な考え方を含めて、これは選挙の場合に、何か労働とか或いは農林をやつておる方が都合がいいと、

こういふ、いわゆる便宜主義に改正したとしか考えられませんので、これが若し余り三つ以上に亘るといふことになれば、そういうようなことがあるのでございまして、二つの兼任はどの委員会でもよいといふように、私はそうしたいと存じます。大体この四十一條四十二條の関係は以上でございますが、更に若し事務補助員を、秘書といふ名称に改めるといたしますれば、

歳費、旅費等におきましても、これと同様な採用をする、こういうふうな必要が出て参ります。若しこの修正案が通過しないで、衆議院が再び三分の二で修正案を可決するといふようなことになりましては、私はこの歳費旅費法の方は、この際やはり分離いたしましたして、元の事務補助員といふ名称を用いてこれだけを先に通過して衆議院に回付してやると、こういう方法を探られたらどうかといふことを附加して申上げますが、四十一條四十二條の関係については、先程申上げた点の修正意見を提出いたします。

○委員(木内四郎) 外に御発言ありませんか。

○左藤義隆 国会法施行されてまだ一年有余でありまして、この委員会で非常な困難な不届なという事由が発生しているように思いません。又衆議院の修正案のような構成になつたらよりよくなるというふうな私共見込も持ちません。アメリカの例もあるようですが、必ずしも上院下院同数委員会じやなくていいと思つております。参議院は参議院の立場から私共はもう少し現行委員会で行きたいと、皆さんもその意向が多いようですが、止むなくということですが、昨日の予算以來あまりにも止むなくといふことが多

いと思つて参ります。私は参議院の本場の立場から、必ずしも衆議院の修正に同調しないで、只今の佐々木君の修正案を支持したいと思つております。

○委員(木内四郎) 外に御発言ありませんか。それでは討論は結局したものと認めてよろしいと思つておるか。

○委員(木内四郎) 外に御発言ありませんか。それでは直ちに採決に入りたいと思つております。それで採決をいたしますが、四十一條第二項につきましては、佐々木委員からの修正と天田君の修正が出ております。それから四十二條につきましても同じことに佐々木委員と天田委員であります。それから佐々木委員は、それに関連して四十四條についても修正を提案されておられますが、順次採決いたしましたと思つております。先ず四十一條第二項に対する天田委員の修正から採決いたしたいと思つて、天田委員の「二個の常任委員となる場合には、その一個

は、予算委員、決算委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る。」というものを削るといふ案です。只今の天田委員の修正案に賛成の方は御手を願います。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

○委員(木内四郎) 少数と認めます。よつて天田委員の修正案は否決されました。

の六月二十五日提出され、重要議案に拘らず充分審査を修了することは困難であるから、閉会中も継続して審査したい。

（衆議院は、文化委員会でも継続審査することを議決した。）

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。

昭和二十三年七月五日

通信委員長 深水六郎

参議院議長 松平恒雄殿

○委員長（本内四郎君） 只今委員長より説明のありました二件については御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（本内四郎君） 御異議ないものと認めます。次に事務次長よりお話ししたいことがあります。

○参事（近藤英明君） 国会法及び国会職員法の改正並びに議院法制局法の実施に伴い参議院事務局職員定員規程並びに参議院法制局職員定員規程を次のように改正並びに制定する必要がありますが、お話ししたいと思います。

案 参議院事務局職員定員規程改正

第一條 参議院事務局職員の定員は、事務局長を除いては左の通りとする。

- 一 参事 専任 六十三人
 - 二 主事 専任 三百五十一人
 - 三 常任委員会専門員 専任 四十人
 - 四 常任委員会調査員 専任 三十六人
 - 五 常任委員会調査主事 専任 三十六人
- 第二條 前條の職員の外、臨時業務に關する事務に従事させるため参事専任三人及び主事専任八人を置く。

この規程は、議院事務局法の一部を改正する法律案施行の日からこれを施行する。

参議院法制局職員定員規程案

参議院法制局職員の定員は、法制局長を除いては左の通りとする。

- 一 参事 専任 一五名
- 二 主事 専任 一〇名

附則

この規程は、議院法制局法施行の日から、これを施行する。

又国会職員給與規程第八條及び第十一條により連記者特別手当がこれまでに増額すること、並びに同規程第十五條によつて議會手当として暫定本俸二ヶ月分を職員に支給することについてお話し願いたいと存じます。

○委員長（本内四郎君） 只今事務次長より説明のありました四件は、いずれも原案通り御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（本内四郎君） 御異議ないものと認めます。ちよつと速記を止め

て。

〔速記中止〕

○委員長（本内四郎君） 速記を始め

て、暫らく休憩いたします。

午後六時七分休憩

〔速記中止〕

○委員長（本内四郎君） これより委員

会を再開いたします。参議院法制局長の同意を與へることについて御話し

たししたいと思います。委員以外の退場を命じます。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（本内四郎君） 速記を始め

て、それでは法制局長は自分の間事務

局長小林次郎君の兼任とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（本内四郎君） 次に議長から

会期の延長についてお話しされること

があるから、速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（本内四郎君） 速記を始め

て、それでは会期は延長しないことに

して御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（本内四郎君） 御異議ないと

認めます。本日はこれにて散会いたし

ます。

午後十一時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君

理事 藤井 新一君

委員 竹下 豊次君

天田 勝正君

島 清君

塚本 重蔵君

松本 治一郎君

淺岡 信夫君

黒川 武雄君

左藤 義詮君

平沼 彌太郎君

大隈 信幸君

門屋 盛一君

櫻内 辰郎君

梅原 眞隆君

木下 辰郎君

佐伯 卯四郎君

鈴木 憲一君

徳川 宗敬君

堀越 儀郎君

岩間 正男君

衆議院議員 佐々木良作君

議院運営委員長 淺沼稻次郎君

事務局員

事務局長 小林 次郎君

参事（事務次長） 近藤 英明君

参事（法制部長） 川上 和吉君

参事（議事部長） 寺光 忠君

参事（委員長） 河野 義克君

七月四日本委員会は左の事件を付託さ

れた。

一、裁判官彈劾法の一部を改正する

法律案（案第十四号）

一、国会職員法の一部を改正する法

律案（案第十五号）

一、国会議員の歳費、旅費及び手当

等に関する法律案（案第十六号）

裁判官彈劾法の一部を改正する

法律

裁判官彈劾法（昭和二十二年法律

第百三十七号）の一部を次のように

改正する。

第四條の二（予算） 彈劾裁判所の予

算は、裁判長がこれを調成し、兩

議院の議院運営委員会に提出す

る。

各議院の議院運営委員会は、前

項の予算を審査して勧告を附し、

又は勧告を附さないで、各議院の

議長に送付する。

訴訟委員会の予算は、委員長が

これを調成し、衆議院の議院運営

委員会に提出する。

衆議院の議院運営委員会は、前

項の予算を審査して勧告を附し、

又は勧告を附さないで衆議院の議

長に送付する。

第七條（事務局） 訴訟委員会に事務

局を置く。

事務局に参事及び主事各二人を

置く。

参事の一人を事務局長とす

る。

事務局長は、委員長の監督を受

けて、庶務を掌理し、他の参事及

び主事を指揮監督する。

事務局員以外の参事及び主事

は、上司の命を受けて、庶務に従

事する。

事務局員その他の参事及び主事

は、委員長が衆議院議長の同意及

び衆議院の議院運営委員会の承認

を得てこれを任免する。

第十一條（調査） 訴訟委員会は裁判

官について、訴訟の請求があつた

とき又は彈劾による罷免の事由が

あると思料するときは、その事由

を調査しなければならぬ。

訴訟委員会は、官公署に前項の

調査を囑託することができる。

訴訟委員会及び前項の囑託を受

けた官公署は、その調査に關し

て、証人の出頭及び証言並びに記

録の提出を要求することができ

る。

前項の要求により出頭した証人

には、彈劾裁判所に証人が出頭し

た場合の例により、旅費、日当及

び止宿料を支給する。

第十一條の二（訴訟委員の派遣） 訴

追委員会は、調査のため訴訟委員

を派遣することができる。

国会の閉会中、訴訟委員会にお

いて、調査のため、訴訟委員を派

遣しようとするときは、衆議院議

長の承認を得なければならぬ。

○委員(本内閣事務) 連記を始め
て。それでは法制局長は自分の間事務

堀越 儀郎君
岩間 正明君

又は被告を附さないで衆議院の議
長に送付する。

遣しようとするときは、衆議院議
長の承認を得なければならない。

第十二條(訴追期間) 罷免の訴追

は、彈劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これをする事ができない。但し、その期間内に、衆議院議員の任期が満了し、又は衆議院が解散されたときは、その後初めて召集される國會において訴追委員が選定された後一箇月を経過するまで、又、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後二年を経過するまで罷免の訴追をすることが出来る。

第十五條(訴追の請求) 何人も、裁判官について彈劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

高等裁判所長官及び地方裁判所長は、その勤務する裁判所及びその管轄区域内の下級裁判所の裁判官について彈劾による罷免の事由があると思料するときは、最高裁判所長官に対し、その事由を通知しなければならない。

最高裁判所長官は、裁判官について、前項の通知があつたときは、彈劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。

第一項及び前項の規定による訴追の請求をするには、その事由の簡単な説明を添えなければならない。但し、その証拠は、これを要しない。

第十八條(事務局) 彈劾裁判所に事務局を置く。
事務局に参事及び主事各二人を置く。

第十九條

議院運営委員会議録第六十三号 昭和二十三年七月五日

参事の中一人を事務局長とする。

事務局長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の参事及び主事を指揮監督する。

事務局長以外の参事及び主事は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

事務局長その他の参事及び主事は、前二項の外、裁判員の命を受けて事件に関する事務に従事する。

事務局長その他の他の参事及び主事は、裁判長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第二十九條(二)裁判員の派遣) 彈劾裁判所は、審理又は裁判のため、裁判員を派遣することができる。

國會の開會中、彈劾裁判所において、審理又は裁判のため、裁判員を派遣しようとするときは、衆議院議員たる裁判員については衆議院議長、参議院議員たる裁判員については参議院議長、衆議院議員及び参議院議員の承認を得なければならない。

第三十條(刑事訴訟) 刑事訴訟に關する法令の適用は、裁判官、事務局長その他の他の参事及び主事の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。

第四十三條第二項 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

國會職員法の一部を改正する法律

國會職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 この法律において國會職員とは、各議院事務局の事務局長、参事、主事、常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事、各議院法制局の法制局長、参事及び主事、國立國會図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事並びに彈劾裁判所及び訴追委員会の参事及び主事をいう。

第三條 各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、國立國會図書館、彈劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 四年以上各議院事務局、各議院法制局、國立國會図書館、彈劾裁判所又は訴追委員会の事務又は技術に従事した者

二 三級官吏に任用される資格を有する者

三 國會職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有すると定めた者

四 國會職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第四條 各議院事務局の参事若しくは

は常任委員会調査員、各議院法制局の参事、國立國會図書館の司書、調査員若しくは参事又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 八年以上各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、國立國會図書館、彈劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の職に在つた者

二 二級官吏に任用される資格を有する者

三 國會職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有すると定めた者

四 國會職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條 常任委員会専門員及び國立國會図書館の専門調査員の任用については左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 十年以上各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事又は國立國會図書館の調査員の職に在つた者

二 十年以上二級官吏として行政又は司法の各部門で専門の業務に従事した者

三 一級官吏に任用される資格を有する者

四 國會職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の二 各議院事務局の事務次

長若しくは部長、各議院法制局の部長、國立國會図書館の局長若しくは局長の次長又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の事務局長は、左の各号の一に該当する者についてこれを命ずる。

一 十年以上各議院事務局若しくは各議院法制局の参事、國立國會図書館の司書、調査員若しくは参事又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の職に在つた者

二 一級官吏に任用される資格を有する者

三 國立國會図書館の専門調査員

四 國會職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の三 前四條に規定する國會職員審査委員会の行う試験は、これを國家公務員法第四十八條による試験機関に委託することができる。

第六條 國會職員は、各議院事務局、各議院法制局、國立國會図書館、彈劾裁判所及び訴追委員会の間を、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以てその所属を轉ずることが出来る。

第七條 各議院事務局の事務局長、常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに國立國會図書館の館長及び副館長を除く國會職員又は官吏は、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以て、官吏又は國會職員にその身分を轉ずることが出来る。

第十六條 本章の規定は、各議院事

務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び國立國會圖書館の館長については、これを適用しない。

第二十八條 各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び國立國會圖書館の館長を除く國會職員は、左の事由があつた場合において懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき
二 職務の内外を問わずその信用を失ふような行爲があつたとき

第三十三條 國會職員の資格、分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、國立國會圖書館、彈劾裁判所及び訴追委員会に、それぞれ國會職員審査委員会を設ける。

第三十五條 各議院事務局に設ける國會職員審査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員、その院の事務局の事務次長及び部長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長並びに國立國會圖書館の館長が、これに當る。

第三十五條之二 各議院法制局に設ける國會職員審査委員会の委員長は、その院の法制局の法制局長、その委員は、その院の法制局の部長、他の院の法制局の法制局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに國立國會圖書館の館長が、これに當る。

第三十六條 國立國會圖書館に設ける國會職員審査委員会の委員長は、國立國會圖書館の館長、その委員には、國立國會圖書館の副館長及び館長が指名する局長若しくは

は部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに當る。

第三十七條 彈劾裁判所に設ける國會職員審査委員会の委員長は、彈劾裁判所の裁判長、その委員には、彈劾裁判所及び訴追委員会の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに當る。

第三十八條 訴追委員会に設ける國會職員審査委員会の委員長は、訴追委員会の委員長、その委員は、訴追委員会及び彈劾裁判所の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに當る。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一條 各議院の議長は歳費として月額二万五千円、副議長は二万円、議員は一万八千円を受ける。

第七條 議員で國の公務員を兼ねる者は、議員の歳費を受けるが、公務員の給料を受けない。但し、公務員の給料額が歳費の額より多いときは、その差額を行政廳から受ける。

第九條 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公

の性質を有する通信をなすため、通信費として月額千円を受ける。

第十條 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、給料として月額五千円を受ける。

附則 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後の歳費につき、第十條の改正規定は昭和二十三年三月一日以後の給料につき、第九條の改正規定は昭和二十三年六月以後の通信費につき、これを適用する。

2 議長、副議長及び議員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた歳費と國會議員の特別手当に関する法律（昭和二十二年法律第九十五号）による特別手当との合計額は、これをこの法律による歳費の内拂とみなす。昭和二十三年六月以後において、既に支給を受けた通信費についても同様とする。

3 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十三年三月一日以後既に支給を受けた給料は、これをこの法律による給料の内拂とみなす。

4 前二項の規定により内拂金とみなされた金額と、この法律による歳費又は給料との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給与とみなす。

5 國會議員の特別手当に関する法律（昭和二十二年法律第九十五号）は、これを廢止する。

七月五日日本委員会に左の事件を付託された。
一、國會閉会中委員会が審査を行う場合の委員の正当に関する法律案（衆第二十号）

國會閉会中委員会が審査を行う場合の委員の正当に関する法律案の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたとき、その委員は、出席日数に應じて日額三百円の定額によつて手当を受ける。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。